

	<p>専門調査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I T 関連規制改革専門調査会報告 H13.12.6 	<p>公正取引委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府規制等と競争政策に関する研究会「通信と放送の融合分野における競争政策上の課題（中間報告）」 H13.12.25 	<p>経団連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後のメディア制度の課題（中間報告） H13.9.13 ・ I T 革命推進に向けた情報通信法制の再構築に関する第二次提言 H13.12.18 	<p>総務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信・放送融合時代の情報通信政策の在り方に関する懇談会（中間取りまとめ） H12.12.14 ・ 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会（中間報告書草案） H13.12.13 	<p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業構造審議会情報経済部会第三次提言案「ネットワークの創造的再構築」（パブリックコメント）
<p>現状・将来像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆるネットワークが I P ネットワークに統合される方向。(p.5) ○ デジタル化と I P 化の進展に伴い、通信と放送の融合は必然の方向。(p.6) ○ 通信や放送は、事業毎の垂直統合構造から、レイヤー毎の水平分離（アンバンドル）が可能な構造に移行。(p.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットの普及、放送のデジタル化等を背景に、通信と放送の中間領域的なサービスが登場。 ○ 今後、通信と放送の融合が一層ダイナミックかつ急速に進展し、サービスの受け手にとって通信と放送の区分は意味を持たなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信と放送による伝送路の共用 ・ 通信系サービスと放送系サービスの複合的、あるいは一体的な提供 ・ メディア間でのコンテンツの多角的利用 ・ 伝送路やサービス内容に応じた多様な端末でのサービスの利用 ・ 通信・放送の概念が当てはまらない情報伝送システムの実現が可能となり、通信あるいは放送という従来の業態を超えた事業者が、優れたサービスを提供し、放送・通信を包含したコンテンツやサービスの市場、雇用機会が拡大する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ （通信と放送の）中間領域的サービスは、サービス内容が多様化。 ○ 通信と放送を組み合わせることで双方向性を具備したサービスも開発、提供され始めている。 ○ 通信と放送の融合は、今後その度合いを深める過程で、インターネット放送の台頭、プラットフォームビジネスの隆盛、情報家電インターネットの普及がさらに顕著になると予想される。 ○ 電気通信事業の提供形態や規模は多様化、複雑化。 ○ 提供されるサービスの種類も高度化、多様化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信放送の融合とは、インターネットの上にあらゆる情報サービスが統合されるということに本質がある。 ○ 今後、キャリアとコンテンツが 1 対 1 に対応した垂直統合型の構造は大きく変質する。インターネットプロトコルに準拠すれば、インフラ網を自ら保有しなくても、電話サービスや放送サービスを世界規模のインターネットネットワークに乗せて提供することが可能になるからである。
<p>現行制度の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信、放送の制度を、事業毎の縦割りの規制体系から機能毎の横割りの競争促進体系に、世界に先駆けて抜本的に転換し、競争の促進と通信・放送の融合の促進を図る。このための規制改革を大至急実施すべき。(p.3) ○ 現行の通信・放送制度は、デジタル技術と I P ネットワークが中心となりつつある現実にあっていない。(p.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信と放送の中間領域的な新たなサービスについては、その多くが放送に区分。放送分野における放送事業者に対する規制のほとんどが課される。 ○ 今後、現行制度の通信と放送の区分が実態と乖離していくことは必定であり、中間領域的な分野における競争等が阻害されることになりかねない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来の細分化したメディアごとの制度を維持し、運用していくなら、ビジネス・モデルの変化、多様化の動きが阻害され、新たな事業の発展が不可能になるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信と放送の融合現象は、近年、その態様を多様化しながら拡大を続けている。通信と放送に関する各国の制度は、放送と通信と別の概念で規律する点で共通しており、各国ともソフト/ハード規律の分離や中間領域的サービスへの対応により、進めようとしている。我が国としても、次のような政策をスピードをもって具体化することが必要。 ・ 伝送路の融合が進展している分野において、ソフト/ハード規律の分離を一層円滑に進める制度の整備等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 垂直アンバンドルを軸とした電話時代の競争政策から決別し、ネットワークインフラ、インターネット接続サービス、コンテンツサービスの 3 層にアンバンドルされた中で水平的な競争が行われる競争環境を構築することが急務となる。
<p>改革の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 縦割りの通信・放送の規制体系が様々な変革を阻害する懸念。(p.7) ○ 縦割りの通信・放送の規制体系を、デジタル技術、I P 化の方向に沿った横割りの競争促進体系へと抜本的に改革し、事業の水平分離（アンバンドリング）とレイヤー内での競争促進・通信と放送の融合を促進すべき。(p.8) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の事業活動を制限するような規制を行うのではなく、競争を阻害するおそれのある行為を独占禁止法により排除していく等の対応が基本。 ○ 現行の通信と放送の区分に関するガイドラインについて、例示されたサービス以外はすべて通信に区分される方式へ変更する等、放送の範囲を限定。 ○ 将来的には、通信と放送に区分するのではなく、伝送路（ハード）とコンテンツの制作・配信（ソフト）とに分け、希少性・不可欠性を有する設備等により接続義務を課す等、必要最小限の規制を行うという制度の再構築を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報伝送路については通信・放送を共通の制度的枠組みとするとともに、基本情報を総合的に提供して大多数の国民の生活に密着している電子メディアに限って必要最小限のコンテンツ規律を求め、という考え方を基本にして、通信・放送に関する制度的枠組みを再構築することが望ましい。 ○ 放送局の免許主体（ハード）と番組の編集主体（ソフト）の一致を求めている原則については、利用者の利益、デジタル化の進展状況等を考慮して、国民的な検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地上放送以外のハード・ソフト分離の法制度を導入済。（放送法における受託・委託制度、及び電気通信役務利用放送法〔平成 14 年 1 月 28 日施行〕） ○ 通信と放送の区分の在り方に関して、融合の進展に応じた検討を進めていくとともに、手続き面の整備の必要性について検討していくことが適当。 ○ 通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドラインを策定しており、各方面からの要望を踏まえ、改定している。（平成 13 年 12 月 26 日） ○ ノーアクションレター制度に則り、新たなサービスを行う場合、それが通信と放送のいずれの制度の適用を受けるかについて照会が行われた場合には、1 月以内に回答。（平成 13 年 8 月 30 日から運用） ○ 通信・放送融合サービスの基盤となるシステムの開発、最先端の通信・放送融合サービスの実用化を加速することで、国際競争力を強化しながら、世界にも貢献していく政策が重要。 ○ 最先端の通信・放送融合サービスの基盤となる、技術開発を行う者を支援する制度を整備。（通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律〔平成 13 年 11 月 8 日施行〕） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の通信・放送規制は、情報市場における構造的特徴とは異なるビジネスモデルを前提に構築されたものであり、これを情報市場におけるビジネスモデルにそのまま適用することは、原則差し控えることが望ましい。その上でビジネスモデルの実態に即した規制の明確化と簡素化を図るべきである。